**｢役員等氏名一覧表｣の提出について**

平成27年４月1日から、「役員等氏名一覧表」の提出を次のとおり変更します。

**＜変更内容＞**

**(1)　一覧表に記載する対象の追加**

代表者、役員、政令で定める使用人について記載していただいていましたが、専任の宅地建物取引士についても記入が必要になります。

(**2)　変更届提出時にも「役員等氏名一覧表」を提出**

新規又は更新の免許申請時に提出いただいていましたが、代表者、役員、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士（現専任の取引主任者）の就任に係る宅地建物取引業者名簿搭載事項変更届書の提出の際にも、提出いただくことになります。

**＜変更の理由＞**

今回の変更は、宅地建物取引業法（以下「法」という。）の一部改正（平成27年４月1日施行）により、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由等に、次のとおり暴力団員等（※）が追加されたため、変更するものです。

1. 宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由として、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加する。

（第５条第１項及び第６６条第１項関係）

1. 宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由として、暴力団員等であることを追加する。（第１８条第１項及び第６８条の２第１項関係）

※暴力団員等：　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

**＜参考＞**

　法改正前は、宅地建物取引業の免許に係る欠格事由等の内、法第５条第１項第５号の規定に暴力団員等が該当するとして、この確認作業のために「役員等氏名一覧表」のご提出をお願いしていました。

　法第５条第１項第５号：　宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

以上